

春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

**第1条** 春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年条例第168号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(期末手当に関する特例措置)</p> <p>2</p> <p>3 平成21年12月に支給する教育長の期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定によって算定された額から57,225円を減じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(期末手当に関する特例措置)</p> <p>2</p>

**第2条** 春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、</p>

退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在)において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の217.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

#### 附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。